

関東学院大学ハラスメント調停委員会規程

(2008年6月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学ハラスメント防止委員会規程第5条に基づき設置されるハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(調停委員会の構成)

第2条 調停委員会は、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）委員長又は副委員長、被申立人と同一の部局等に属さない委員会委員2名の計3名をもって構成する。但し、防止委員会委員長又は副委員長が被申立人と同一の部局等に属する場合は、被申立人と同一の部局等に属さない防止委員会委員3名をもって調停委員会を構成する。

2 調停委員会委員長は、防止委員会委員長又は副委員長をもって充てる。但し、防止委員会委員長又は副委員長が被申立人と同一の部局等に属する場合は、委員が調停委員会委員長を互選する。調停委員会は、委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

(調停の手続き)

第3条 調停委員会は直ちに調停の期日及び場所を定め、申立人及び被申立人（以下双方を「当事者」という。）に通知しなければならない。

2 被申立人が同意した場合には、当事者は調停委員会の立会のもとに話し合いを行う。当事者は、各1名の補佐人同席の上調停をすすめることができる。

(必要な措置)

第4条 調停委員会は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、当事者、その他関係者に対して、調停の実現を不能にし、又は著しく困難にする恐れのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調停の打ち切り及び調停委員の交代)

第5条 調停委員会は、当事者からの圧力など、不本意な状況が発生した場合には、調停を打ち切ることができる。

2 当事者はいつでも調停の打ち切りを申し出ることができる。

3 当事者のいずれからも調停委員の交代を申し入れることができる。

(調停の終了等)

第6条 調停は、次の各号に定める場合に終了する。

(1) 当事者間の合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき

(2) 調停が打ち切られたとき

(3) 被申立人への通知から原則として1ヵ月を経過しても当事者間に紛争解決のための合意が成立しなかったとき

2 調停が終了したときには、調停委員会は直ちに防止委員会に経過及び結果を書面で報告する。

3 調停が第1項第2号又は第3号の事由により終了した場合には、調停委員会は直ちに当事者にその旨を通知する。この場合、通知から1ヶ月以内に限り、申立人は調停を申し立てた事項について調査及びそれに基づくハラスメント認定の申立てを行うことができる。

(調停内容の記録・保管)

第7条 調停委員会が調停の過程で作成したメモ及び調停委員から報告された調停内容は、封緘の上、大学経営課がこれを保管する。

(事務の所管)

第8条 調停委員会の事務の所管は、大学経営課とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、調停委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。